

議案第48号

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「374,000円」を「375,000円」に改める。

第7条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の任期付職員条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の基

山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、給料改定及び期末手当の支給月数の引上げを行うため、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を改正する必要がある。

令和元年12月13日原案可決